

特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準(案)

(第5回子ども・子育て会議資料)

山武市子育て支援課

1 子ども・子育て支援新制度における給付制度

新制度においては、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が給付の対象となることを確認し、給付費を支払います。

給付を受けることができるのは、認可を受けた施設・事業のうち、市町村から財政支援の対象とすべき旨の確認を受けた施設・事業であり、市町村から確認を受けた施設・事業を、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業といいます。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園※、保育所
地域型保育事業(=家庭的保育事業者等)	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業※、居宅訪問型保育事業

※幼稚園は、給付の制度に入らず、引き続き私学助成を受けて、運営することも可能です。
 ※事業所内保育事業は、地域の子どもを受け入れる場合に限り、地域型保育給付の対象になります。

2 確認制度

施設・事業に対して市町村が行う確認は、認定区分(1号・2号・3号認定子ども)ごとの利用定員を定めたうえで、給付対象の施設・事業かどうかを、運営基準に照らして、確認することとされています。さらに、①業務管理体制の整備、②教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められています。運営基準については、国が定めた政省令に基づき、市町村が条例で定めます。

3 認可基準と確認(運営基準)の関連性

基準	対象施設・事業	認可又は確認権者	基準を定める方法
認可基準	教育・保育施設	都道府県	都道府県が条例で定める
	地域型保育事業	市町村	国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき市町村が条例で定める
運営基準(確認基準)	教育・保育施設	市町村	国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき市町村が条例で定める。
	地域型保育事業	市町村	

※認可基準と運営基準(確認基準)との違い

認可基準は、人員配置基準や面積基準など当該施設・事業に必要となる設備及び運営の基準を定めているが、運営基準は、市町村の財政支援を受ける対象として適格性を確保する観点から、会計処理が適正か、情報公表等が適切か等の事項に関する基準を定めています。

○市町村が条例で定める基準については、国の基準(従うべき基準/参酌すべき基準)を踏まえて制定する必要があります。

	参酌すべき基準	従うべき基準
法的効果	○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任 ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法

○以下は、国の検討状況等を参考に作成した国の基準(案)とそれに対する市の方針(案)です。

No.	事項	国の基準	従うor参酌	市の方針(案)	市の考え方
一般原則					
1	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育等の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない ・教育・保育施設等は、利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育・保育等を提供するように努めなければならない ・教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない ・教育・保育施設等は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めなければならない 	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
特定教育・保育施設の運営に関する基準					
2	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園の利用定員は20名以上 ・教育・保育施設は、以下に掲げる施設の区分に応じ、子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、3号認定子どもについては、0歳と1歳以上の子どもに区分して利用定員を定める ①認定こども園 1号・2号・3号認定子ども ②幼稚園 1号認定子ども ③保育所 2号・3号認定子ども 	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
3	説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者に、あらかじめ運営規定の概要、職員体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない ・利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電子ファイル等により提供することができる。この場合において、教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす 	従う	国に従う	
4	正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない 	従う	国に従う	
	(定員を超える申し込みがあった場合の選考)※幼稚園又は認定こども園(1号認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・抽選、申込みを受けた順序、当該教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他公正な方法により選考しなければならない ・選考方法は、あらかじめ保護者に明示しなければならない 		国に従う	
	※保育所又は認定こども園(2号、3号認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考する ・選考方法は、あらかじめ保護者に明示しなければならない 		国に従う	
	(提供が困難な場合の措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設は、教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な教育・保育施設又は地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない 	参酌	国に従う	
5	あっせん、調整、要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設の利用について市町村がおこなうあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない ・教育・保育施設(保育所又は認定こども園)の利用について市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない 	従う	国に従う	

6	受給資格等の確認	・教育・保育施設は、教育・保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証により支給認定の有無、支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
7	支給認定の申請に係る援助	・教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない ・教育・保育施設は、支給認定の変更申請が遅くとも保護者が受けている支給認定の有効期間満了30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、除く	参酌	国に従う	
8	心身の状況等の把握	・教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めな	参酌	国に従う	
9	小学校等との連携	・教育・保育施設は、教育・保育の提供の終了の際は、子どもについて、小学校における教育又は他の教育・保育施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供、その他小学校、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない	参酌	国に従う	
10	教育・保育の提供の記録	・教育・保育施設は、教育・保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない	参酌	国に従う	
11	利用者負担額の受領	・教育・保育施設は、教育・保育を提供した際は、保護者から当該教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする ・教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、保護者から当該教育・保育に係る教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする	従う	国に従う	
	(上乗せ徴収)	・教育・保育の提供に当たって、当該教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを保護者から受けることができる		国に従う	
	(実費徴収)	・教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを保護者から受けることができる ①日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用(1号認定の主食・副食分、2号認定の主食分のみ) ④教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤その他教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの		国に従う	
	(領収証の交付)	・教育・保育施設は、利用者負担額、上乗せ徴収及び実費徴収の費用の額の支払いを受けた場合は、保護者に領収証を交付しなければならない		国に従う	
	(上乗せ徴収、実費徴収に係る支払いの同意)	・教育・保育施設は、上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の用途及び額並びに支払いを求める理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない ※実費徴収の支払いに係る同意は、文書によることを要しない		国に従う	

12	施設型給付費等の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設は、法定代理受領により教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならない ・教育・保育施設は、法定代理受領を行わない教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、提供した教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない 	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
13	教育・保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければならない ①幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園（①を除く）：③及び④に掲げる事項 ※さらに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない ③幼稚園：幼稚園教育要領 ④保育所：保育所保育指針 	従う	国に従う	
14	特定教育・保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設は、自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない ・教育・保育施設は、定期的に保護者その他の施設関係者（当該施設職員を除く）による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない 	参酌	国に従う	
15	相談及び助言	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない 	参酌	国に従う	
16	緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない 	参酌	国に従う	
17	支給認定保護者に関する市町村への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない 	参酌	国に従う	
18	運営規定	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項 	参酌	国に従う	
19	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設は、子どもに対し適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかななくてはならない ・教育・保育施設は、当該施設の職員によって教育・保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない ・教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない 	参酌	国に従う	

20	利用定員の遵守	・教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
21	掲示	・教育・保育施設は、当該教育・保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない	参酌	国に従う	
22	子どもを平等に取り扱う原則	・教育・保育施設においては、子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない	従う	国に従う	
23	虐待等の禁止	・保育・教育施設の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従う	国に従う	
24	懲戒に係る権限の濫用禁止	・幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる施設管理者は、子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規程により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない	従う	国に従う	
25	秘密保持等	・教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない ・教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない ・教育・保育施設は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ておかななければならない	従う	国に従う	
26	情報の提供等	・教育・保育施設は、施設を利用しようとする子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切な教育・保育施設を選択することができるように、当該施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない ・教育・保育施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない	参酌	国に従う	
27	利益供与等の禁止	・教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員に対し、子ども又は家族に対して当該教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない ・教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員から、子ども又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない	参酌	国に従う	
28	苦情解決	・教育・保育施設は、提供した教育・保育に関する子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない ・教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない ・教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関する子どもの家族等からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない ・教育・保育施設は、提供した教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。この場合、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を当該市町村に報告しなければならない	参酌	国に従う	

29	地域との連携等	・教育・保育施設は、運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない	参酌	国に従う	
30	事故発生の防止及び発生時の対応	・教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと ・教育・保育施設は、子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない ・教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない ・教育・保育施設は、子どもに対する教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない	従う	国に従う	
31	会計の区分	・教育・保育施設は、教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない	参酌	国に従う	
32	記録の整備	・教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない ・教育・保育施設は、子どもに対する教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない ①教育・保育の提供に当たっての計画 ②教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
33	特別利用保育の基準	・保育所が1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守しなければならない ・保育所が特別利用保育を提供する場合は、特別利用保育に係る1号認定子どもの数及び現に施設を利用している2号認定子どもの総数が、2号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする ・保育所が特別利用保育を提供する場合には、教育・保育には特別利用保育を含むものとして、市町村の条例に定める各種の規定を適用する	従う	国に従う	
34	特別利用教育の基準	・幼稚園が、2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しなければならない ・幼稚園が、特別利用教育を提供する場合は、特別利用教育に係る2号認定子ども及び現に施設を利用している1号認定子どもの総数が、1号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする ・幼稚園が、特別利用教育を提供する場合には、教育・保育には特別利用教育を含むものとして、市町村の条例に定める各種の規定を適用する	従う	国に従う	
特定地域型保育事業の運営に関する基準					
35	利用定員	・利用定員は以下のとおりとする ①家庭的保育事業：1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型：6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型：6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業：1人 ・上記定員は、事業所ごとに満1歳未満、満1歳以上に区分して利用定員を定めるものとする ※事業所内保育事業は、従業員の子ども及び地域の子どもに係る利用定員とする	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない

36	説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、利用申込者に、あらかじめ運営規定の概要、職員体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用者の同意を得なければならない ・地域型保育事業者は、利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電子ファイル等により提供することができる。この場合において、地域型保育事業者は、当該文書を交付したものとみなす 	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
37	正当な理由のない提供拒否の禁止等	・地域型保育事業者は、保護者からの利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない	従う	国に従う	
	(定員を超える申し込みがあった場合の選考)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、3号認定子どもの利用申込者数及び現に利用している3号認定子どもの総数が、3号認定子どもの利用定員を超える場合は、市町村が行う保育の必要性の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする ・選考方法は、あらかじめ保護者に明示しなければならない 		国に従う	
	(提供が困難な場合の措置)	・地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な教育・保育施設又は地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない	参酌	国に従う	
38	あっせん、調整、要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない ・地域型保育事業者は、3号認定子どもの地域型保育事業の利用について市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない 	従う	国に従う	
39	受給資格等の確認	・地域型保育事業者は、保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証により支給認定の有無、支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする	参酌	国に従う	
40	支給認定の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない ・地域型保育事業者は、支給認定の変更申請が遅くとも保護者が受けている支給認定の有効期間満了30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、除く 	参酌	国に従う	
41	心身の状況等の把握	・地域型保育事業者は、保育の提供に当たり、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない	参酌	国に従う	
42	小学校等との連携	・地域型保育事業者は、保育の提供の終了の際は、子どもについて、小学校における教育又は他の教育・保育施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供、その他小学校、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない	参酌	国に従う	

43	特定教育・保育施設等との連携	<p>・地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者は除く)は、保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設(認定こども園、幼稚園、保育所)を適切に確保しなければならない</p> <p>①子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと</p> <p>②必要に応じて、代替保育(職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、地域型保育事業者に代わって提供する教育・保育)を提供すること</p> <p>③地域型保育事業者により、保育の提供を受けていた子どもを、保育の提供の終了に際して、子どもに係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること</p> <p>※保育所型事業所内保育事業者は、連携施設の確保に当たり、①・②に係る連携協力を求めることを要しない</p> <p>・居宅訪問型保育事業者は、障害・疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない</p> <p>・地域型保育事業者は、保育の提供の終了に際しては、子どもについて、連携施設又は他の教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない</p> <p>・居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない</p>	従う	国に従う	
44	保育の提供の記録	<p>・地域型保育事業者は、保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない</p>	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
45	<p>利用者負担額の受領</p> <p>(上乗せ徴収)</p> <p>(実費徴収)</p> <p>(領収証の交付)</p> <p>(上乗せ徴収、実費徴収に係る支払いの同意)</p>	<p>・地域型保育事業者は、保育を提供した際は、保護者から当該保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする</p> <p>・地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から当該保育に係る地域型保育費用基準額の支払いを受けるものとする</p> <p>・地域型保育事業者は、保育の提供に当たって、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該保育に要する費用として見込まれるものの額と保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを保護者から受けることができる</p> <p>・地域型保育事業者は、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを保護者から受けることができる</p> <p>①日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>②保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤その他保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>・地域型保育事業者は、利用者負担額、上乗せ徴収及び実費徴収の費用の額の支払いを受けた場合は、保護者に領収証を交付しなければならない</p> <p>・地域型保育事業者は、上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の用途及び額並びに支払いを求める理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない</p> <p>※実費徴収の支払いに係る同意は、文書によることを要しない</p>	従う	<p>国に従う</p> <p>国に従う</p> <p>国に従う</p> <p>国に従う</p>	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない

46	地域型保育給付費等の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、法定代理受領により保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、地域型保育給付費の額を通知しなければならない ・地域型保育事業者は、法定代理受領を行わない保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、提供した保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない 	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
47	地域型保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない 	従う	国に従う	
48	地域型保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない ・地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない 	参酌	国に従う	
49	相談及び助言	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない 	参酌	国に従う	
50	緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の職員は、保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない 	参酌	国に従う	
51	支給認定保護者に関する市町村への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない 	参酌	国に従う	
52	運営規定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項 	参酌	国に従う	
53	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、子どもに対し適切な教育・保育を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかななくてはならない ・地域型保育事業者は、事業所ごとに、当該事業所の職員によって保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない ・地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない 	参酌	国に従う	
54	利用定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない 	参酌	国に従う	

55	掲示	・地域型保育事業者は、当該事業所の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
56	子どもを平等に取り扱う原則	・地域型保育事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない	従う	国に従う	
57	虐待等の禁止	・地域型保育事業の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従う	国に従う	
58	懲戒に係る権限の濫用禁止	・地域型保育事業の長たる管理者は、子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規程により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない	従う	国に従う	
59	秘密保持等	・地域型保育事業の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない ・地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない ・地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ておかなければならない	従う	国に従う	
60	情報の提供等	・地域型保育事業者は、事業を利用しようとする子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に保育事業者を選択することができるように、当該事業者が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない ・地域型保育事業者は、当該事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない	参酌	国に従う	
61	利益供与等の禁止	・地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員に対し、子ども又は家族に対して当該地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない ・地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員から、子ども又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない	参酌	国に従う	
62	苦情解決	・地域型保育事業者は、提供した保育に関する子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない ・地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない ・地域型保育事業者は、提供した保育に関する子どもの家族等からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない ・地域型保育事業者は、提供した保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは地域型保育事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。この場合、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を当該市町村に報告しなければならない	参酌	国に従う	
63	地域との連携等	・地域型保育事業者は、運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない	参酌	国に従う	

64	事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと ・地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない ・地域型保育事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない ・地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない 	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
65	会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない 	参酌	国に従う	
66	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない ・地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない ①保育の提供に当たっての計画 ②保育に係る必要な事項の提供の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	参酌	国に従う	
67	特別利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者が1号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、市町村が定める認可基準を遵守しなければならない ・地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る1号認定子ども及び現に事業所を利用している3号認定子どもの総数が、3号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする ・地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、保育には特別利用地域型保育を含むものとして、条例に定める各種の規定を適用する 	従う	国に従う	
68	特定利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業者が2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、市町村が定める認可基準を遵守しなければならない ・地域型事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る2号認定子ども及び現に事業所を利用している3号認定子どもの総数が、3号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする ・地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、保育には特定地域型保育を含むものとして、条例に定める各種の規定を適用する 	従う	国に従う	
69	特定保育所の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保育所(私立の保育所)については、当分の間、施設型給付費制度に代えて委託費の支払とする(経過措置規定) ・特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない 	従う	国に従う	
70	施設型給付費等に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子どもの施設型給付費の額については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国統一費用部分(義務的経費)と地方単独費部分(裁量的経費)の合計額とする 	従う	国に従う	

71	小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置	・小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から5年を経過するまでの間、利用定員の数を「6人以上15人以下」とする	従う	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない
72	連携施設に関する経過措置	・地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この条例の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる	従う	国に従う	